

Title	膠着化する日韓対立についての一考察
Sub Title	An observation on deadlocked situation of Japanese-South Korean relations
Author	斎藤, 直樹(Saitō, Naoki)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2020
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 人文科学 (The Hiyoshi review of the humanities). No.35 (2020.), p.109- 136
JaLC DOI	
Abstract	This article is designed to overview a series of developments of gradually aggravating Japanese-South Korean relations since the fall of 2018, examine some factors which constitute president Moon Jae-in' s political principle, and observe future prospects of the relations.
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10065043-20200630-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

膠着化する日韓対立についての一考察

齋藤直樹

Abstract:

This article is designed to overview a series of developments of gradually aggravating Japanese-South Korean relations since the fall of 2018, examine some factors which constitute President Moon Jae-in's political principle, and observe future prospects of the relations.

はじめに

1965年6月の日韓基本条約の締結以来、日韓関係は最も悪化している感がある。2018年の秋以降、日韓関係を震撼させる問題が続発している。その発端となったのは2018年10月上旬に発生した旭日旗（きょくじつき）掲揚問題であるが、時期を並行するかのように10月30日にいわゆる「元徴用工訴訟」への韓国最高裁判決が下され、続いて12月20日に「レーダー照射事件」が発生し、2019年8月22日に日韓 GSOMIA（秘密軍事情報保護協定）の破棄決定が行われた。悪化の一途を辿っている日韓関係の中心にいるのは文在寅韓国大統領その人である⁽¹⁾。本稿は2018年秋頃から悪化を続ける感のある日韓関係の進捗を概観し、その中心に位置する文在寅氏を突き動かしているものを考察し、その上で日韓関係の今後を展望する。

(1) この点について、齋藤直樹「ぎくしゃくする日韓関係の背後に潜むもの（1）（2）」『百家争鳴』（2019年2月12, 13日）。

第1部 先鋭化する日韓関係

(1) 旭日旗掲揚問題 (2018年10月上旬)

2018年10月上旬に旭日旗掲揚問題が突如、発生した。日本は韓国の済州島で10月11日に開催の国際観艦式に海上自衛隊を派遣する予定であったが、海上自衛隊の軍艦旗が旭日旗であることを事由に掲揚を止めるように韓国側から求められた。それまで旭日旗の掲揚が取り立てて止められることはなかった。これに抗議する形で日本は派遣を取り止めた。同問題はその後起きる一連の出来事や事件の端緒となった感がある⁽²⁾。

(2) いわゆる「元徴用工訴訟問題」

まもなく「元徴用工訴訟問題」が表出した⁽³⁾。1965年に日韓国交正常化を実現した日韓基本条約と共に、日韓請求権並びに経済協力協定（財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定）が締結された⁽⁴⁾。同協定は日本が韓国に対し無償3億ドルと政府借款2億ドルからなる計5億ドルに及ぶ巨額の経済援助資金を提供する一方、韓国は一切の請求権を放棄する内容であった。同協定は請求権について第2条で「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、……日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」とした。このとおり、同協定には「完全かつ最終的に解決された」と記された。

(2) 旭日旗掲揚問題について、「旭日旗への反発、発端は？「世論抑えられない」悪循環」『朝日新聞』（2018年10月9日）。

(3) 同問題について、斎藤直樹「徴用工問題」を考える（1）（2）『百家争鳴』（2019年9月20、21日）。

(4) 同協定について、「日韓請求権並びに経済協力協定（財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定）」（1965年6月22日）。

1. 「元徴用工訴訟」韓国大法院判決（10月30日）

その後、日韓両政府は一貫して同問題は前述の日韓請求権協定に従い解決されたとの姿勢を踏襲してきた。ところが、こうした経緯に反して2018年10月30日に韓国最高裁にあたる韓国大法院は、日本統治時代に韓国人労働者が日本企業で強制的に労働させられたとし、現在の日本製鉄（当時、新日鐵住金）に対し原告4人に損害の賠償を認める判決を下した⁽⁵⁾。

13人の最高裁判事から構成された大法院の最終判決は11対2に分かれた。その中で、大法院長である金命洙（キム・ミョンス）を含め多数意見は「強制徴用被害者の慰謝料請求権は請求権協定の適用対象に含まれない」とするものであった。これによれば、日韓請求権協定によっては個人の請求権は消滅しないことになる⁽⁶⁾。また多数意見ではあるが、金昭英（キム・ソヨン）、李東遠（イ・ドンウォン）、盧貞姫（ノ・ジョンヒ）の三名は「個人の請求権は請求権協定だけで当然消滅すると見ることはできない」とし、「請求権条約に基づき原告個人の請求権が日本で消滅しても大韓民国政府がこれを保護することはできないが、強制徴用被害者が韓国で被告を相手に訴訟を提起することができる」と断じた⁽⁷⁾。

これに対し、権純一（クォン・スンイル）と趙載淵（チョ・ジェヨン）の二名は少数意見を表明した。同少数意見は「……韓日請求権条約で原告の損害賠償請求権が消滅した」という立場をとり、「請求権協定が憲法や国際法に違反して無効と見なさない場合、その内容が気に入らなくても守らなければならない……日本企業でなく大韓民国の政府が強制徴用被害者に正当な補償をすべきである」と論じたのである⁽⁸⁾。

また上記の大法院の判決にあるとおり、同問題の中心的争点は個人の請

(5) 同判決について、「元徴用工への賠償確定 韓国最高裁 新日鐵住金に命令」『東京新聞』（2018年10月31日）。

(6) この点について、「〔韓国、強制徴用判決〕賛成11人、反対2人…反対の理由は？」『中央日報』（2018年10月31日）。

(7) この点について、同上。

(8) この点について、同上。

求権が日韓請求権協定によって消滅したかどうかである。二名の少数意見が個人の請求権は消滅したとの見解をとり、その上で韓国政府が原告に対し補償を行わなければならないとした点は興味深い。

2. 河野外相発言（10月30日）

同判決に対し日本政府は直ちに反応した。河野外相は当日、「1965年に日韓基本条約と関連協定を結び、請求権を完全かつ最終的に終わらせた。これが両国関係の法的な基盤となっていたわけであり、きょうの判決は、この基盤を一方的かつ根本的に毀損するものだ。……韓国政府がきちんと対応をとってくれると思っている」と断言した⁽⁹⁾。河野は11月3日に原告への補償はあくまで韓国政府にあると同様の発言を行った。河野によると、「1965年の国交正常化でいちばん問題になったのが補償や賠償をどうするかで、日本が経済協力として一括して韓国政府に支払い、国民一人一人の補償は韓国政府が責任を持つと取り決めた」とし、「韓国にすべて必要なお金を出したので、韓国政府が責任を持って補償を行うべきだ」と力説した⁽¹⁰⁾。河野発言で着目すべきは請求権協定によって問題は解決されたと共に、原告への補償は韓国政府が負うと論じたことであり、上記の判決の少数意見に類似したものである。

3. 安倍首相答弁（11月1日）

また韓国大法院の判決の翌日の11月1日、安倍首相はいわゆる「徴用工」という言葉が不適切であるし、そのうえで同裁判の原告は徴用ではなかったと論じた。衆議院予算委員会で首相はまず「政府としては『徴用工』という表現でない、『旧朝鮮半島出身労働者問題』と言っている」と

(9) この点について、「『日韓国交の法的基盤を毀損する判決』河野外相」『NHK 政治マガジン』（2018年10月30日）。

(10) この点について、「『韓国政府が責任を持って補償を行うべき』河野外相」『NHK 政治マガジン』（2018年11月3日）。

述べた。これは徴用工という言葉が著しい誤解を与えかねないからである。続いて首相は「……当時、国家総動員法上、国家動員令には『募集』と『官斡旋』『徴用』があったが、実際、今回の裁判の原告は（徴用でなく）全部『募集』に応じたため、『朝鮮半島出身労働者問題』と言いたい」と言及した⁽¹¹⁾。11月9日の記者会見で河野外相も「今回の原告は募集に応じた方だと、政府として理解している。徴用された方ではない」と語った⁽¹²⁾。首相や外相によると、同訴訟の原告が募集に応じた人達であったことになる。と言うことは、募集に応募した人達を「徴用工」として韓国大法院は判決を下したことになる。もしそうであるとすれば、同裁判の前提となった「強制徴用の被害者への慰謝料請求権」の土台が崩れかねない。ところが、11月29日に韓国大法院は三菱重工業に対しても同様の判決を下した⁽¹³⁾。

4. 「和解・癒やし財団」解散（11月21日）

この間の11月21日に文在演政権は2015年の「日韓慰安婦合意」にしたがい設立された「和解・癒やし財団」を解散する挙に出た⁽¹⁴⁾。

(3) 「レーダー照射事件」（12月20日）

こうした状況悪化の中で発生したのが「レーダー照射事件」であった。2018年12月20日に日本海の日本の経済水域内で海上自衛隊のP1哨戒機が哨戒活動をしていたところ、韓国海軍の駆逐艦が突如、火器管制レーダーを照射するという事件が起きた⁽¹⁵⁾。日本政府はまもなく韓国政府にレーダ

(11) この点について、「安倍首相「原告は『徴用』でない『募集』に応じた」… 韓国の判決を全面否定」『中央日報』（2018年11月1日）。

(12) この点について、「「原告は募集に応じた方 徴用された方ではない」外相」『NHK 政治マガジン』（2018年11月9日）。

(13) 同判決について、「韓国、元徴用工訴訟で三菱重工業に賠償命令」『共同通信』（2018年11月29日）。

(14) 同財団の解散について、「韓国政府、慰安婦財団の解散を発表」AFP（2018年11月21日）。

一照射は危険な行為であると抗議すると、文在寅政権はレーダー照射の事実を否定すると共に、哨戒機が韓国海軍駆逐艦に接近したことに問題があるとして猛反発に転じた。文在寅政権の主張する事実関係が明らかに疑わしいにもかかわらず、日本側による説明を虚偽であると一蹴する姿勢に日本側の不信感が高まった。

「元徴用工訴訟」を巡る韓国最高裁判決は司法府による判断であったのに対し、「レーダー照射事件」はレーダー照射が実際にあったか否かという事実関係を巡る問題である。日韓双方の主張が全く相反したことは、いずれかの側が虚偽の発表を行っていたことを物語る。日本側が虚偽の発表を行ったと到底思われないことを踏まえると、事実と全く異なる虚偽を世界に向けて文在寅政権が発信したことになる。 「レーダー照射事件」を巡る韓国側の説明の真偽が限りなく怪しいにも関わらず、架空の話を作り上げ日本側に非があるとして日本に責任を転嫁しようとしたと捉えざるをえない。同事件を巡る事実関係と虚偽の説明のずれが常軌を逸している。

その後も「レーダー照射事件」は落ち着していない。2019年1月24日に韓国国防部が前日にP1哨戒機が韓国海軍駆逐艦にまたしても極度な低空飛行で接近してきたと抗議し数枚の画像を公表した⁽¹⁵⁾。これに対し、海上自衛隊幹部はそうした事実はないときっぱりと否定したものの、その後もこの問題は収まっていない。

他方、2019年1月10日の年頭記者会見で文在寅大統領は「政府は司法府の判決を尊重しなければならない」と、三権分立の立場から司法府の判断を尊重し、日本企業に賠償金の支払いを命じた韓国大法院による判決を支持したのである⁽¹⁷⁾。

(15) 同事件について、「韓国海軍艦艇による火器管制レーダー照射事案について」防衛省（2019年1月21日）。

(16) この点について、「韓国国防省、写真5枚を公開「威嚇飛行」日本は否定」『朝日新聞』（2019年1月24日）。

(17) この点について、「「政治争点化」と日本を批判＝徴用工訴訟は判決尊重一文大統領」『時事ドットコムニュース』（2019年1月10日）。

(4) 「元徴用工問題」解決のための仲裁委員会設置問題

その後、日韓関係は悪化の一途を辿り出した。文在寅政権は「元徴用工問題」の解決に向けて協議を求める日本政府の再三にわたる要請に対し徹頭徹尾、無視し続けた。

10月30日の韓国大法院による判決に対し、安倍内閣は1965年の日韓請求権協定に従い問題の解決に向けての対応を文在寅政権に求めた。2019年1月9日に、請求権協定の第3条1項に従い、安倍内閣が二国間協議に応じるよう要請すると、文在寅政権は綿密に検討するとして何の回答もないまま、4カ月以上が経った。

これに対し、5月20日に同協定の第3条2項に従い日韓両国が選定した仲裁委員会の設置を安倍内閣が求めたが、文在寅政権は慎重に検討中として仲裁委員会設置の期限である6月18日を迎えた。これに対し、安倍内閣は6月19日に第3条3項に従い第三国選定による仲裁委員会の設置を求めたが、音沙汰がないままであった⁽¹⁸⁾。

安倍内閣とすれば、二国間協議の開催、仲裁委員会の設置など、同協定に従い問題の解決を要請したのに対し、文在寅政権は安倍内閣の要請を無視した。この間、三権分立の立場を強調して行政府である文在寅政権は司法府である大法院の判決を尊重しなければならない、行政府による問題への介入は不適切であるとの立場を繰り返した。安倍内閣による度重なる協議の要請に対しそのたびごとに検討中などと、お茶を濁してきた文在寅の不誠実極まりない態度に対し日本側の不信感が高まった。

(5) 日本政府による輸出管理の運用の見直し（7月1日）

こうした中で7月1日に経済産業省により発表されたのが「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」であった⁽¹⁹⁾。同「運用の見直しにつ

(18) この点について、「韓国、徴用工仲裁「回答しない」…対立長期化へ」『読売新聞』（2019年7月17日）。「「始まったばかり」日本の経済報復、残る3つの峠はいつ？」『中央日報』（2019年7月10日）。

いて」によると、「……日韓間の信頼関係が著しく損なわれた……」状況の下で、「輸出管理をめぐり不適切な事案が発生した」ため、輸出管理制度における韓国に対する優遇措置を停止する²⁰⁾。

1. 文在寅政権の対応

ところでこの発表が文在寅政権に与えた衝撃は甚大であった。同問題への対応を急遽、指示された関係部局が右往左往したことは想像に難くない。成允模（ソン・ユンモ）産業通商資源部長官は7月1日に、「……今後WTO（世界貿易機関）への提訴を始め、国際法と国内法によって必要な対応措置を取っていく」との方針に言及した²¹⁾。続いて7月15日に青瓦台での首席・補佐官会議において文在寅は「……前例のない過去の問題を経済問題と連携させて両国の発展の歴史に逆行する非常に賢明でない処置」であると、輸出管理の運用の見直しを「元徴用工問題」に対する対抗措置として位置づけ、「……日本は韓国経済が一段階高い成長を企図している時期に韓国経済の成長を遮ったのも同然である。……日本の狙いがそこにあるなら決して成功しないだろう。……結局、日本経済により大きな被害

(19) 経済産業省による発表について、「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」経済産業省（2019年7月1日）。斎藤直樹「輸出規制の衝撃と先鋭化する日韓対立（1）（2）」『百家争鳴』（2019年7月27、28日）。

(20) そのために同「運用の見直しについて」は以下の措置を実施することを定めた。第一に「1. 大韓民国に関する輸出管理上のカテゴリーの見直し」として、「本日（7月1日）より、……外為法輸出貿易管理令別表第3の国（いわゆる「ホワイト国」）から大韓民国を削除するための政令改正について意見募集手続きを開始します。」第二に「2. 特定品目の包括輸出許可から個別輸出許可への切り替え」として「7月4日より、フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の大韓民国向け輸出及びこれらに関連する製造技術の移転……について、包括輸出許可制度の対象から外し、個別に輸出許可申請を求め、輸出審査を行うこととします。」これに従い、経済産業省は7月4日に半導体の原料のうち、上記の三品目について対韓国輸出の優遇措置を取りやめた。この点について、前掲「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」。

(21) 成允模の発言について、「韓国産業通商資源部長官「日本の輸出規制にWTO提訴など対応措置取る」」『中央日報』（2019年7月1日）。

が及ぶことを警告する」と、言い放ったのである²²⁾。

2. 不正輸出報道（7月10日）

7月10日に韓国から兵器転用可能な戦略物資が不正に諸外国に輸出されていたことがフジテレビの報道で明らかになった。それによると、2015年から2019年3月までの4年間で不正輸出の件数は実に156件に及んだとされる²³⁾。これだけの件数の不正輸出が発生していることはいかに韓国による輸出管理がずさんであるかを示した。

3. 仲裁委員会設置の期限切れ（7月18日）

他方、日韓請求権協定の第3条3項の定めた仲裁委員会の設置に応じないまま期限の7月18日を迎えた。これを受け、19日に河野外相は南官杓（ナム・グァンピョ）韓国駐日大使を外務省に呼び出し、「……韓国政府が今行っていることは、第2次世界大戦後の国際秩序を根底から覆すものに等しい。一刻も早くこの状況を是正する措置を取ることを強く求める」と要求した。これに対し、南官杓は「元徴用工問題」は「……民事事件であって、どのように対処されるかは当事者間の意思次第である」と仲裁委員会設置に縛られる必要はないと反駁し、その上で6月に韓国が提案した日韓関連企業が原告に慰謝料として拠出金を支払うべきであるとする提案に戻るべきではないかと反論した。これに対し、「……提案は全く受け入れられないと以前に伝えた。それを知らないふりをして極めて無礼だ」と河野は断じたのである²⁴⁾。上記の韓国提案自体、国際条約である同請求協定を毀損することになりかねない。文在寅側の狙いはそこにもあったのであ

22) 文在寅の発言について、「文大統領「日本の狙いは成功しない…経済により大きな被害警告」『中央日報』（2019年7月15日）。

23) この点について、「韓国から戦略物資の不正輸出 4年で156件 韓国政府資料入手で“実態”判明」『Fuji News Network』（2019年7月10日）。

24) この点について、「外相、韓国大使の発言遮り「知らないふりは無礼だ」『読売新聞』（2019年7月19日）。

ろう。

4. 「ホワイト国」からの韓国除外と文在寅の「盗人猛々しい」発言 (8月2日)

続いて、安倍内閣は8月2日午前に閣議を開催し、輸出管理を簡略化する優遇対象国、いわゆる「ホワイト国」から韓国を除外する旨の政令改正を閣議決定した⁽²⁵⁾。「ホワイト国」とは安全保障の上で友好国であると判断した27ヵ国を指し、「ホワイト国」に限り輸出管理制度における優遇措置を適用してきた。日本政府は2004年から韓国を「ホワイト国」と認定し優遇措置を適用してきたが、上述の事由で「ホワイト国」から外すことにより「普通の国」の扱いに戻ることになる。この結果、上記の三品目に加え多数の品目についてもそのつど個別に輸出許可の取得を日本から得ることが必要となる。同政令改正は8月28日に施行の運びとなった。

これを殊の外、問題視した文在寅は猛反駁に転じた。同日午後、青瓦台で開催された緊急国務会議の席上、文在寅は安倍内閣の決定を糾弾した。「……今回の措置は両国関係に対する重大な挑戦であり、グローバルサプライチェーンを崩し世界経済に大きな被害を及ぼす利己的な迷惑行為として国際社会の非難を受けるだろう」と語気を強め、「……加害者の日本が盗人猛々しく大声をあげる状況を決して座視しない。挑戦に屈服すれば歴史はまた繰り返される……我々は二度と日本に負けない」と、文在寅は断言した⁽²⁶⁾。「盗人猛々しい」といった表現を使うのは民主主義国家の最高指導者としては相応しいはずがない。

(25) 閣議決定について、「韓国の「優遇対象国」除外を閣議決定 輸出管理厳格化」『日本経済新聞』(2019年8月2日)。

(26) 8月2日の文在寅の演説について、「4時間後に反撃…大韓海峡が凍りついた」『中央日報』(2019年8月3日)。

5. 文在寅による南北経済協力発言（8月5日）

収まりがつかない文在寅は日本による韓国の「ホワイト国」除外への対抗措置として、南北経済協力の推進を提起し韓国と北朝鮮が経済協力を押し進めることにより日本に真っ向から対抗すべきであると、8月5日に青瓦台での首席補佐官会議において声を張り上げた。文在寅曰く、「……南北間の経済協力によって平和経済が実現すれば、我々は一気に日本経済の優位に追いつくことができる。」²⁷⁾

日本への対抗措置の検討を始め、反日感情や反日世論を著しく煽る一方で、南北経済協力の推進を文在寅が謳ったが、その背景には文在寅流の計算があったと考えられる。文在寅が南北経済協力の推進を訴えた8月5日は南北関係にとって重大な日であった。同日に開始が予定された米韓合同軍事演習に猛反駁するかのようになり、金正恩指導部は7月25日以降、31日、8月2日と韓国領土に直接脅威を与えかねない短射程飛翔体の発射実験を繰り返していたからである。

こうした状況の下で迅速な対応を迫られた文在寅は一刻も早く金正恩を宥める必要があると感じたのであろう。そのために金正恩が切に待ち望んでいるとされる、開城工業団地や金剛山観光事業などに代表される南北経済協力の再開に踏み切る用意があると、力説した。要するに、日本による「ホワイト国」除外への対抗措置の一環として南北経済協力の再開に活路を文在寅は見出そうしている感がうかがえた。輸出規制を巡る問題の所在をすべて日本側の責任に帰すことで韓国民の反日感情を著しく刺激することにより、2020年4月予定の総選挙に向け国内の支持を確保する一方、無軌道に暴れている感のある金正恩を宥めことができれば、これにこしたことはないであろうと、文在寅は高を括ったのであろう。

南北経済協力が再開されることになれば、文在寅に対する金正恩の不信感も多少なりとも和らぎ、軍事挑発を多少、自重するのではないかの読

27) 8月5日の文在寅の演説について、「文在寅大統領「南北平和経済の実現時は一気に日本経済に追いつく」『中央日報』(2019年8月5日)。

みがあったと考えられる。そうした文在寅の思考には今後、日韓関係がどのように悪化しようと構わない一方、南北経済関係の再開を是が非でも図りたいとの意図と意思が露骨に見られた。すなわち、対日批判や対日対抗措置の発動と南北経済協力の再開は文在寅にとって一石二鳥なのである。とは言え、文在寅の目論見が浅薄で軽率であることは誰の目にも明らかであろう。対日対抗措置の切り札として南北経済協力の再開を訴えている文在寅の姿勢は北朝鮮による「完全な非核化」の実現を目指しているはずの日米韓三国の連携を激しく揺さぶるものである。「完全な非核化」の完遂に向けた動きが遅々として進まない状況の下で、文在寅が目論んでいる南北経済協力の再開にトランプは時期尚早であると幾度となく釘を刺しているとおりである。

6. 韓国政府、「ホワイト国」から日本除外（8月12日）

こうした中で、8月12日に韓国も対日対抗措置を明らかにした。同日、上述の成允模は日本を「ホワイト国」から除外する措置に踏み切ると発表した²⁸⁾。ところで、韓国による日本の「ホワイト国」除外を決めた12日、自ら扇動する反日感情や反日世論を諫めようともとれる発言を文在寅は行った。文在寅曰く、「……日本の経済報復に対する我々の対応は感情的なものはいけません。決起しても冷静に根本的な対策まで考える長い呼吸を持たなければいけません。」²⁹⁾とは言え、韓国内で反日感情や反日世論を焚きつけているのは8月2日に「……加害者の日本が盗人猛々しく大声をあげる状況を決して座視しない」と、煽りに煽った文在寅、本人ではなからうか³⁰⁾。

28) この点について、「韓国も「ホワイト国」除外で対抗…「対日輸出の優遇措置を撤回」『中央日報』（2019年8月12日）。

29) 8月12日の文在寅の演説について、「文大統領「日本の報復への我々の対応は感情的ではいけない」『中央日報』（2019年8月12日）。

30) この点について、前掲「4時間後に反撃…大韓海峡が凍りついた」。

7. 文在寅, 光復節慶祝辞 (8月15日)

こうした中で8月15日の光復節を迎えた。文在寅は同日、光復節の慶祝式典において、「……日本が隣国に不幸をもたらした過去を顧みる中で、東アジアの平和と繁栄をとともに牽引していくことを望む」とし、「……今でも日本が対話と協力の道に出てくるなら、我々は喜んで手を握るだろう」と、自説を繰り返し、「……2032年ソウル—平壤共同オリンピックを成功裏に開催し、2045年の光復百周年までには平和と統一で一つになった国として世界の中でしっかりと立つことができるように、その基盤をしっかりと固めると約束する」と、自らが描く夢をぶち上げた³¹⁾。文在寅の最終的な狙いは自らの大統領任期内に革新勢力が行政府、司法府だけでなく立法府で確固たる支配権を握り、南北経済協力を推進し統一に向けた基盤整理を完遂することであろう。このためにはあらゆる手段に打って出ることも辞さないとの印象を与えた。金正恩による再三にわたる軍事挑発や痛烈な批判に対し毅然とした姿勢ではなく融和姿勢で臨もうとしていると映る反面、反日感情や反日世論を焚きつけている文在寅は戦後、多くの苦難を強いられながら先人達の尽力により築かれてきた日韓関係の根本を揺り動かそうとしたのである。

8. 金正恩による文在寅罵倒 (8月16日)

他方、金正恩にとってみれば、自らの体制に甚大な脅威を与える米韓合同軍事演習を行っている最中に、平和経済、平和体制、はたまた南北統一を軽率に吹聴する文在寅とは一体何を目論んでいる人物なのかと映るであろう。文在寅の演説が金正恩を激しく憤らせたことは想像に難くない。北朝鮮の祖国平和統一委員会は翌日の16日に「……今この時刻にも南朝鮮で

31) 8月15日の文在寅の演説について、「文大統領の光復節慶祝辞「光復100周年には統一」…平和経済に6回言及」『中央日報』(2019年8月15日)。「文大統領「誰も揺るがすことのできない国に」、光復節に演説」『東亜日報』(2019年8月16日)。

我々に反対する合同軍事演習が進行真っ最中の時に、対話の雰囲気とか平和経済とか平和体制とかという言葉を果たしてどのような体面で浴びせるのか」と文在寅を激しく罵倒すると共に³²⁾、金正恩指導部は16日にまたしても短距離飛翔体の発射実験を強行した³³⁾。

(5) 文在寅、日韓 GSOMIA 破棄決定（8月22日）

こうした中で、文在寅政権は8月22日に懸案の日韓 GSOMIA を突如、破棄する決定を行った。その事由として金有根（キム・ユグン）国家安保室第1次長は「……日本政府がホワイト国リストから韓国を除外して両国間安保協力環境に重大な変化を招いた。……このような状況では、GSOMIA 協定を持続させるのが国益に合致しない」と語った³⁴⁾。しかも「米国はわが政府の立場を理解している」とした。

他方、安倍内閣は幾度にもわたり GSOMIA を更新するとの方針を明らかにしていた。またトランプ大統領はポンペオ国務長官、エスパー国防長官、ビーガン北朝鮮政策特別代表など政権の高官を訪韓させ、文在寅政権に GSOMIA の更新を重ねて要請していた。トランプ自身、8月9日に「私は韓国と日本が互いに良い関係を結ぶことを願い、彼らは同盟国でなければならぬ」と力説した³⁵⁾。しかも破棄決定発表前日の8月21日に鄭景斗（チョン・ギョンドウ）韓国国防部長官は「GSOMIA の戦略的価値は充分だ」と言及した³⁶⁾。こうした状況下での突然の破棄決定であったことから、

32) 北朝鮮当局による罵倒について、「北、文氏の祝辞を非難「笑わせる人、南と二度と向かい合って座らない」『中央日報』（2019年8月16日）。

33) 8月16日の発射実験について、「北朝鮮、文大統領の光復節演説の翌日…未詳飛翔体2発また発射」『中央日報』（2019年8月16日）。

34) GSOMIA の廃棄の決定について、「【社説】何のための GSOMIA 破棄なのか懸念される＝韓国」『中央日報』（2019年8月23日）。斎藤直樹「文在寅による GSOMIA 破棄決定の衝撃（1）（2）」『百家争鳴』（2019年9月5、6日）。

35) この点について、前掲「【社説】何のための GSOMIA 破棄なのか懸念される＝韓国」。

36) この点について、同上。

大方の予想を覆す形の決定であったことは間違いがない。破棄決定は日本だけでなく米国に対しても少なからず衝撃を与えざるを得なかった。

1. 文在寅の破棄決定の計算

それでは GSOMIA の破棄決定の背後にはどのような計算が文在寅にあったであろうか。2020年4月に予定される韓国の総選挙で勝利を収めることが文在寅の最優先事項であることは間違いがない。GSOMIA を更新すべきか否かを巡る世論調査において破棄を支持するとした世論が反対するとした世論がはるかに上回っていたことが文在寅を動かしたことは事実であろう。残念なのは、文在寅の扇動に踊らされるように、少なからずの韓国国民が反日姿勢を露にしていることである。日本製品不買運動や日本旅行中止などを掲げデモが繰り上げられる様子がメディアを通じ報道された。報道だけでは現地で起きている全体像を把握することは難しいが、こうした運動を仕掛けた張本人が文在寅であることは間違いがない。反日世論をここまで煽る文在寅は政治家というよりは扇動家と言うべきであろう。文在寅のそうした政治手法は民主主義国家の最高指導者として相応しいわけではない。

2. トランプ政権、破棄決定批判（8月22日）

トランプ政権は直ちに深刻な失望と懸念を表明した³⁷⁾。8月22日に米国防総省は「文在寅政権の決定に強い懸念を表明する」と発表した。米國務省は「北東アジアの深刻な安保問題への思い違いを示すことになる」と繰り返し伝えてきた」とし、同様に強い懸念を表明した。加えて、ポンペオは「私達は韓国が情報共有協定に関して下した決定を見て失望した」と語った³⁸⁾。「米国はわが政府の立場を理解している」と文在寅政権が触れたと

37) この点について、「米、韓国に「失望と懸念」『共同通信』(2019年8月23日)。

38) この点について、「GSOMIA 破棄 文在寅大統領の誤算」『ニュースクラ』(2019年8月30日)。

おり、同政権はトランプ政権と綿密な協議を行い GSOMIA の破棄決定に至ったかのような印象を与えようとしたが、トランプ政権は破棄決定の事前通告を受けてなかったことを明らかにすると共に、失望と懸念を表明したのである。

3. 文在寅政権、釈明会見（8月23日）

トランプ政権の失望と懸念表明を受け、文在寅政権は急場しのぎの釈明会見を余儀なくされた。8月23日、金鉉宗（キム・ヒョンジョン）国家安保室第2次長は「米国側が我々に GSOMIA 延長を希望してきたのは事実」と認め、「米国が表明した失望感は希望がかなわなかったことによる当然のものだと考える」と批判をかわし、「今回の決定が韓米同盟の弱化でなくむしろ一段階アップグレードさせるきっかけになるよう努力する」と居直ったのである³⁹。

4. 韓国主要新聞メディアの文在寅批判

他方、破棄決定は韓国の主要新聞メディアにとっても予想を覆す決定であった。『中央日報』、『朝鮮日報』、『東亜日報』などは破棄決定を厳しく批判した。これらの保守系の新聞は2018年12月の「レーダー照射事件」の際には概ね文在寅政権の支持に回ったが、GSOMIA の破棄決定では厳しい批判に転じた。8月23日付の『中央日報』の社説は「この政府は日本と永遠に敵対関係でいきたいと思っているのか聞かざるを得ない」と悲観的な論評を掲載した⁴⁰。他方、文在寅の破棄決定を擁護したのは『ハンギョレ新聞』など革新系の新聞であった。

³⁹ この点について、「GSOMIA 終了に米国「失望感、強い懸念」……韓米同盟にきしみ」『中央日報』（2019年8月24日）。

⁴⁰ この点について、前掲「【社説】何のための GSOMIA 破棄なのか懸念される = 韓国」。

5. 韓国軍、竹島での軍事訓練（8月25、26日）

こうした状況の下で文在寅政権がとった策は日韓間で係争中の島根県の竹島での軍事訓練であった。8月25日と26日の二日間にわたり文在寅政権が竹島で軍事訓練を強行すると、「日本と韓国の最近の対立を考えると、タイミング、メッセージ、そして規模の拡大は問題を解決するのに生産的ではない」と、米國務省が同軍事訓練を批判した⁽⁴¹⁾。

6. トランプ、「文在寅という人は信用できない」（8月25日）

この間、GSOMIAの破棄決定からしばしの間沈黙を保っていたトランプがバリーで開催中のG7サミットの中で、文在寅への不満と不信感を爆発させた。「文在寅という人は信用できない」とトランプは述べると共に、「金正恩は『文大統領はウソをつく人だ』と私に言ったんだ」として金正恩の言葉を引き合いに出して文在寅を痛烈に非難し、「なんで、あんな人が大統領になったんだろうか」と吐き捨てた⁽⁴²⁾。トランプにここまで酷評された人物はそうそういない。文在寅が虚飾に満ちた人物であり信用はできないとの報道は一気に世界中に拡散することになった。

文在寅の政治手法でみられるのは真偽の怪しい主張を平然と並べたてるだけでなく責任の所在を日本側に擦り付けることである。要するに、事実関係の捻じ曲げと日本への責任転嫁こそ文在寅の政治手法であろう。非難のはけ口を日本に向けることにより韓国民の反日感情をいたずらに煽り、韓国が直面する問題の所在があたかも日本にあるとする手法は対日本という文脈では通用したかもしれない。

ところが、その調子でトランプ政権と事前協議を行い米国側からの理解を得た上でのGSOMIAの破棄決定であったと印象を与えようとしたのは

(41) この点について、「竹島での韓国軍訓練を米が批判 國務省「生産ではない」」FNN（2019年8月27日）。

(42) この点について、「『文大統領 信用できない』トランプ大統領 G7の席で」FNN（2019年8月26日）。

重大な失態であった。これが米国側の失望と懸念表明につながったことは間違いない。すなわち、文在寅の計算が狂ったのは米國務省や米国防総省など外交、安全保障・防衛の関係部局の高官達だけでなく、トランプ大統領本人を怒らせたことである。破棄決定がトランプ政権をこれほど憤激させることになることを文在寅は想定していなかったのであろう。直ちにツイートするはずのトランプが破棄決定の発表後、しばし沈黙を保ったのは事態の深刻さを物語った。

トランプの前で北朝鮮の「完全な非核化」を約束していながら、非核化に一向に応じようとはしない金正恩の言動は外部世界からみればまやかしであるとの誇りは免れない。その金正恩が文在寅を「文大統領はウソをつく人だ」とトランプの前で酷評したというのであるから、文在寅とは驚くべき人物である。こうした経緯を踏まえると、想起されるのは上述の「レーダー照射事件」の真偽である。韓国海軍駆逐艦が自衛隊哨戒機にレーダーを照射した事実はなく哨戒機が駆逐艦に接近したところに問題があるとした文在寅政権の主張に信憑性などないことが、今回の破棄決定を巡る経緯で裏付けられたと言えよう。同事件において文在寅は平然と事実関係を捻じ曲げて虚偽の主張を世界に向け吹聴しただけでなく、「元徴用工問題」では解決に向けて協議や仲裁委員会設置を要請した日本政府に対しその度ごとに検討中として、いいように振り回した。GSOMIA 破棄決定後に文在寅政権の行っていることはそれまで日本に対し行ったことの延長上で捉えることができた。米國務省や米国防総省が破棄決定に深い失望と懸念を表明したばかりか、トランプ本人が文在寅は信用できないとまで公言したが、歴代の韓国大統領に対し米国大統領がこういう形で批判したことはあったであろうか。

7. 文在寅、トランプ政権への批判自制要請（8月28日）

しかもトランプ政権に批判されると、悪いうわさとなって拡散するのを文在寅は恐れたのか、8月28日にハリス駐韓米国大使を呼び出し、トラン

ブ政権に韓国政府への批判を自重していただきたいと要請を行った。「米
国が失望と懸念のメッセージを繰り返し公式表明しているが、韓米関係と
同盟強化のためにならない……米国の立場は韓国に伝わったので公開的な
メッセージの発信を自重してほしい」と、趙世暎（チョ・セヨン）第1外
務次官はハリスに申し出た⁴³。これではトランプ政権の失望と懸念を一層
助長するようなものであった。

8. 文在寅、日本への反省要求（8月29日）

その後、日本による韓国の「ホワイト国」除外が8月28日に施行される
と、激怒した文在寅政権は一転してWTOに提訴する意思を表明した。同
日、李洛淵（イ・ナギョン）首相は「日本の不当な経済報復措置を正すた
めWTOへの提訴を速やかに進めるだろう」と述べた⁴⁴。さらに怒りの収
まらない文在寅は29日に大統領府での閣議で本音ともつかぬ言葉で日本側
を罵倒した。文在寅曰く、「過去を記憶し省察することに終わりはない
……一度反省の言葉を述べたから反省は終わったとか、一度合意したから
と言って過去を過ぎ去ったものとして終わらせることはできない」と日本
側を罵倒した⁴⁵。自分の思うとおりに日本政府が対応してくれないとな
ると、日本に対しまたしても反省、反省と文在寅は声を荒げたのである。

ところで、文在寅が「一度反省の言葉を述べたから」としたのは、1993
年8月の「河野談話」で当時の河野洋平官房長官が「……お詫びと反省の
気持ちを申し上げる」としたことや⁴⁶、1995年8月の「村山談話」で村山

(43) この点について、「韓国外交部、米大使呼び出し“GSOMIA”への不満表出の自重を要請」『ハンギョレ新聞』（2019年8月29日）。

(44) この点について、「日本のホワイト国除外施行初日…韓国首相「日本のWTOへの提訴進める」」『中央日報』（2019年8月28日）。

(45) この点について、「文大統領「日本は正直であるべき……」」『ハンギョレ新聞』（2019年8月30日）。

(46) 「河野談話」について、「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」外務省ホームページ（1993年8月4日）。

首相が「……痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします」としただけでは終わらず⁴⁷⁾、これからも日本側はお詫びや反省を繰り返せと言いたいのであろう。また「一度合意したから」とは、日韓請求権協定を指していると思われるが、「完全かつ最終的に解決された」とされるこの合意では文在寅にとって不十分であり、政権の度に合意が必要であると言っているような心証を与える。請求権協定は1965年6月に佐藤栄作内閣と朴正熙（パク・チョンヒ）政権の間で結ばれたが、政権が交代すれば、日本は韓国の新政権と同様な協定を結ばなければならないのだと言わんとしているのであろう。こうした発言を繰り返す人物が一国の最高権力者にあるかぎり、解決に多くの期待は難しいであろう。

同請求権協定は国家と国家が合意した国際条約であり、一方の政権が代わろうが条約は次の政権に継承されなければならないことは言を俟たない。そうでなければ、国家間で結ばれた同様の条約の有効性そのものが怪しくなりかねず、国際条約の存立基盤が失われかねない。したがって、前述の河野太郎外相発言にある通り、原告への補償は韓国政府が対応に当たるべきである。

現在の状況は日本政府がしばしば言及しているところの「国際法違反の状態」であり、これを是正するのは韓国政府である。9月13日に、茂木外相は「国際法違反の状態を一刻も早く是正することを引き続き強く求めていく」とし、文在寅政権に是正の行動を求めたとおりである⁴⁸⁾。

9. 曹国の法務長官任命（9月9日）

日本の輸出管理の運用の見直しへの対抗措置として8月22日にGSOMIAの破棄を決定して以降、日本への非難は一向に収束する気配をみせなかつ

47) 「村山談話」について、「戦後50周年の終戦記念日にあたって」（いわゆる村山談話）外務省ホームページ（1995年8月15日）。

48) この点について、「徴用工判決に茂木外相「国際法違反の状態、一刻も早く是正を」『産経新聞』（2019年9月13日）。

た。文在寅による扇動に踊らされるかのように、日本製品不買活動や日本旅行中止を叫ぶデモを伝える報道が行われた。さらに9月6日には釜山市議会が日本製品の公共購買を制限する旨の条例を可決すると、同日、ソウル市議会も同様の条例を可決するという挙に出た⁴⁹⁾。

さらに9月9日には数多くの醜聞にまみれた曹国（チョ・グク）の法務長官任命を文在寅は強行した。曹国の夫人が在宅起訴されている最中での法務長官への任命であった。身内に向けられた様々な疑惑に曹国は「疑惑の大半は知らなかった」の一点張りであったが、長時間に及んだ国会聴聞会で説明責任を果たしたとして疑惑の人物を文在寅が任命した。今後、検察の改革に取り組むため、「私は私を補佐し、私と共に権力機関の改革に邁進して成果を見せた曹国長官にその仕上げを任せよう……」と文在寅は述べると共に⁵⁰⁾、「検察は検察がすべきことをし、長官は長官がすべきことをしていけば、権力機関の改革と民主主義の発展をはっきりと見せることになるだろう」と釈明を行った⁵¹⁾。

検察の権限が制度上、強大すぎるため、文在寅が師と仰いだ盧武鉉に検察による捜査の手が及んだと文在寅は考えているかもしれない。しかし、革新系の盧武鉉だけでなく保守系の李明博や朴槿恵も捜査対象となった。特段、検察が革新系の政治家だけを目の敵にしてきたわけではない。これらの大統領経験者達が自身に捜査が及ぶような大統領としてあるまじき違法行為を行っていたことに問題があるのであり、検察の権限が強すぎたからというのは本末転倒した議論であった。しかも曹国を法務長官に任命し、検察による政治への介入を阻止したいと文在寅が発言したが、その真意は最高裁判所だけでなく検察をも支配下に置くことにより、自らの絶大な大統領権限を強化したいとしか聞こえなかった。

49) この点について、「日本政府、釜山市の戦犯企業条例に「WTO」違反言及し「極めて遺憾」、『中央日報』（2019年9月7日）。

50) この点について、「文大統領「チョ・グク長官に明白な違法ない…改革ため任命」、『中央日報』（2019年9月9日）。

51) この点について、同上。

民主主義国家でこのようなことがどうして起きているのか深刻な疑問を持たざるを得ない。表向き上、三権分立とはいえ、大統領一人にあまりにも大きな権限が集中しているところに問題の所在があろう。今見られるのは大統領の絶大な権力を振りかざし、なんでもできるかのように民主主義を根底から揺さぶろうとしている文在寅の姿である。この先、文在寅は韓国と韓国国民を一体どこへ連れて行こうとしているのであろうか。

第2部：考察—文在寅の「積弊清算」と南北統一の夢

(1) 文在寅、「親日清算」(2019年2月26日)

暴走する感のある文在寅を突き動かしているものは何であろうか。その最大のもは「積弊清算」と南北統一の夢の実現という文在寅の確信的信念であろう。文在寅は政権発足後、「積弊清算」を掲げ、李明博、朴槿恵と続いた保守政権時代に積り重なった悪しき弊害の徹底的な除去に乗り出した。朴槿恵の逮捕劇に続いた李明博の逮捕劇もその一環として位置づけられる⁵²。文在寅の「積弊清算」が鮮明になったのは「三・一独立運動」の百周年記念日を三日後に控えた2019年2月26日の閣議での文在寅の発言であった。「親日を清算し独立運動にしっかり礼を尽くすことが、民族の精気を正しく立て直し正義のある国に進む始まりだ」と、文在寅は断言した⁵³。ここに至り、「積弊清算」は「親日清算」を意味することが明らかになった。

1910年の韓国併合から36年間に及んだ日本統治から朝鮮半島が45年8月に解放されたものの、米ソの思惑によって翻弄されることになった。朝鮮半島全域がソ連軍占領下に置かれることを恐れたトルーマン大統領が北緯38度線での南北分割を盛り込んだ「一般命令第一号」を急遽、スターリン

⁵² この点について、李相哲「「親日清算」も政治ショー？ 文在寅はいずれ「歴史の罪人」となる」IRONNA (2019年3月1日)。

⁵³ この点について、「韓国大統領が「親日清算」を強調 三・一運動記念日控え」『産経新聞』(2019年2月26日)。

首相に通達しスターリンが受け入れたことにより、朝鮮半島の分断が決まった。38度線以北の北部朝鮮地域はソ連進駐軍による占領下に置かれた一方、以南の南部朝鮮地域は米進駐軍の占領下に入った。その北部朝鮮では「満洲派」、「延安派」、「ソ連派」、「南労党派」など様々な派閥の共産主義者達が集結したが、南部朝鮮は様相を異にした⁵⁴。文在寅の視点に立てば、南部朝鮮では日本統治時代に日本に加担した親日勢力がその後韓国の支配構造に与する形で温存された。すなわち、文在寅にすれば、北朝鮮では共産主義の下で親日勢力は徹底的に排除された一方、韓国では親日勢力が清算されないままぬくぬくと生き続けた。これらの親日勢力がやがて反共産主義勢力となり、その後保守勢力へと変質していったことになる。

そうした勢力の元祖こそ、戦後復興を遂げた日本と国交を回復し、日韓基本条約を結び日本からの莫大な経済支援を受け、韓国の工業化に邁進した朴正熙（パク・チョンヒ）やその周りの勢力であり、その系譜は保守系大統領であった李明博や朴槿恵の人脈につながるのであろう。文在寅にとって朴正熙時代に日本による巨額の経済支援を受け、経済発展を遂げ今日の経済繁栄の基礎になったこと自体が認めがたい過去であろう。したがって、保守勢力として温存されたかつての親日勢力は今、徹底的に清算されなければならないことになる。保守勢力を韓国社会から一掃することこそ文在寅が捉える「親日清算」であり「積弊清算」なのである。

「積弊清算」の断行を通じ、韓国内の保守勢力の一掃と、北朝鮮との融和を進める左派勢力を団結させようとしているようにみえる。こうしてみたとき、文在寅が韓国内の保守勢力と敵対すると共に日本と鋭く対立し、ひいては南北統一を掲げ金正恩体制と結びつこうとしているのが見えてくる。日本との摩擦や関係悪化は当然の結果として生じることになる。「親日清算」、「積弊清算」と並行するかのようになり、日韓関係を揺さぶる事件が続発してきた経緯が理解されよう。このことは以上において時系列にみた

54) この点について、斎藤直樹『北朝鮮危機の歴史的構造1945-2000』（論創社・2013年）102-108頁。

とおり、明白である。特に、2018年9月中旬に開催された第三回南北首脳会談頃からこの動きは加速し出したのである。

(2) 文在寅、南北統一の夢（8月15日）

この間、北朝鮮との融和を最優先する文在寅は相変わらず金正恩のご機嫌をうかがうような言動を繰り返した。北朝鮮の非核化について真剣に論じるどころか、南北統一について文在寅が吹聴していることは周知のとおりである。既述のとおり、文在寅は2019年8月15日の光復節の慶祝式典において2045年までに南北統一を完遂したいと声を張り上げた⁵⁵。同演説は肝心の金正恩から手厳しい批判を受けたとはいえ、文在寅は本気であった。

1. 南北統一についての文正仁発言（9月8日）

こうした中で、文在寅の側近の文正仁（ムン・ジョンイン）大統領統一外交安保特別補佐官は9月8日に南北統一に向かう道筋についての私見を示した。「北朝鮮との統一の第一段階において韓国政府は『二つの国家の中に一つの民族が存在する』ということに留意し、二つの政治システムと二つの独立政府を保持すると同時に、二国間の協力を強化し、北朝鮮と韓国とのヒトとモノの流れの自由な往来を促進させる意図がある」とし、そのうえで「経済統合を通じてEUのように双方の発展を保証し、その後徐々に両国を『本格的に』統一する」と文正仁は述べた。EUをモデルに韓国主導の経済統合を進めるべきであると提唱する文正仁の発言からは、経済統合の延長上に南北統一が達成するような印象を受ける⁵⁶。

文正仁が金正恩を誘うようなアドバルーンをあげたが、こうした提唱は金正恩の目にどのように映ったであろうか。文正仁はEUをモデルに経済

55) 文在寅の演説について、前掲「文大統領の光復節慶祝辞「光復100周年には統一」…平和経済に6回言及」。前掲「文大統領「誰も揺るがすことのできな国に」、光復節に演説」。

56) この点について、「「核武装なら米韓同盟不要」「15年で北朝鮮と経済連合」文在寅氏ブレーン、露メディアに語る」『J-CAST ニュース』（2019年9月10日）。

統合というのが、経済統合の前提として人、モノ、金、情報の自由な流れが確保されなければならない。しかしそうした自由な流れほど、金正恩の一人独裁体制に脅威を与えるものはない。かりに自由な流れにより、北朝鮮の「人民生活の向上」は多少なりとも実現するかもしれないが、体制の存続を脅かしかねない経済統合など、金正恩にはもってのほかであろう⁵⁷⁾。

そうした文正仁の提唱自体、金正恩の一人独裁体制が存立する基盤を無視したものである。金日成や金正日の時代から金体制は北朝鮮の経済成長の成果を独り占めにする一方、「人民生活の向上」を後回しにしてきた。諸外国との貿易や外国からの経済支援などを通じ得られた表向きの資金だけでなく武器輸出やサイバー攻撃を通じ得た闇資金を含めてあらゆる資金を自らの体制の堅持のためにつぎ込んできた。金体制を支える朝鮮人民軍、警察、朝鮮労働党、政府幹部達など支配層への資金のばらまきを通じ体制への忠誠と支持を獲得する一方、体制に対し不満や不信感を抱く分子を強制収容所へ送り徹底的に抑圧すると共に、一般国民に対する監視や取り締まりを強化し、国民の生活をないがしろにする形で、膨大な資金を通常戦力と核ミサイル開発に投入した⁵⁸⁾。

市場経済の導入についても国民が窮乏化しない程度に極力、体制の統制可能な範囲内に抑えようとしてきた。金正日時代の2002年7月に「経済管理改善措置」と銘打って市場経済の施行を思わせる措置に大々的に打って出たが、天井知らずのインフレや市場（いちば）の拡散といった想定外の事態に発展したことに脅威を感じた金正日は同措置を廃止すると共に、2009年11月にデノミを断行したとおりである⁵⁹⁾。「人民生活の向上」を口癖にした金正日が何よりも恐れたのは皮肉なことに北朝鮮の経済が成長して国民の生活が向上するに伴い、政治的自由の要求へと転化することであ

57) この点について、「南北「平和経済」発言にミサイル応酬 なぜ?…「北、独裁可能なラインで発展望む」『中央日報』(2019年8月31日)。

58) この点について、前掲書『北朝鮮危機の歴史的構造』438頁。

59) この点について、斎藤直樹『北朝鮮「終りの始まり」2001-2015』(論創社・2016) 385-390頁。

った。

また外資の導入による資金の流入が金体制に魅力的なことは間違いないとしても、北朝鮮の辺境の片隅に経済特区を数箇所設置し中国、ロシア、韓国などからの資本の流入が国民生活に影響を及ぼすことを極力抑えようとしてきた⁶⁰。曲がりなりにも金体制が存続してきた背景にはこうしたからくりがある。

それに対し無定見に経済統合などと提唱するのは金正恩の猛烈な反駁を招くのは当然であろう。しかも文正仁は将来の韓国の核保有を示唆するような気がかりな私見も示している。それによると、「韓国側が核兵器を保有している場合、アメリカとの同盟の必要性はなくなるだろう。韓国はそのような兵器を持たないため（韓国で）米国の大きな影響が残されている。」⁶¹文正仁の言わんとするところは、米国の影響力を削ぐために韓国は核保有をすべきであるかのように聞こえる。言葉を変えると、韓国が核武装すれば、在韓米軍は必要なくなると言いたいのであろうか。

確かに将来の南北統一を視野に捉えたとすれば、遅かれ早かれ在韓米軍や米韓同盟は南北統一を阻む厄介な存在となろう。在韓米軍が駐留すると共に米韓同盟を堅持しながら、南北統一に向かうというのはいえ話である。こうしたことを斟酌すると、文正仁は南北統一の前提条件として在韓米軍の撤収を図り、核保有を検討すべきであると問題提起しているように聞こえる。文在寅の側近は将来の南北統一を見据えて核武装が必要であるかのような発言を行っているのである。文在寅や文正仁などを始めとする青瓦台の側近達の無定見ぶりは常軌を逸していると言わざるを得ない。

日々露骨になっている文在寅の反日姿勢は文在寅が自ら実現しようとしている遠大な目的の実現に向けた布石として行っているのではなからうか。

⁶⁰ この点について、「南北「平和経済」発言にミサイル応酬 なぜ?…「北、独裁可能なラインで発展望む」『中央日報』（2019年8月31日）。

⁶¹ この点について、前掲「「核武装なら米韓同盟不要」「15年で北朝鮮と経済連合」 文在寅氏ブレーン、露メディアに語る」。

すなわち、反日姿勢を前面に押し出し日本に反省、反省と声を荒げる一方、北朝鮮との融和を推し進めようとする文在寅の一連の言動は単に国民の支持を集めることだけを狙っただけでなく、一日も早い「積弊清算」と将来の南北統一に向けた布石なのではないかと思われるのである。

GSOMIA の破棄決定では急場しのぎで事実関係を捻じ曲げ、責任の所在を日本に擦り付けようとした一方、曹国の法務長官任命では私益のためには手段を選ばなかったように、実に軽薄な人間に文在寅は映る。しかしその実、絶大なる大統領権限を振りかざし、自らの任期後を見据えて20年にも及ぶ支配体制を確立し、そのうえで自らの最終的な夢の実現を完遂しようとしているように映る。そのように見れば、文在寅を突き動かしているのは一刻も早い「積弊清算」の完遂であると共に、南北統一の実現なのであろう。

むすび——日韓 GSOMIA の失効回避と今後の展望（11月22日）

2019年11月23日に日韓 GSOMIA が失効する直前で同協定の失効が回避された⁶²⁾。この背景にはトランプ政権による強い圧力があったことは間違いない。この結果、同協定の失効が回避されたものの、今後の動向を展望することは容易ではない。

文在寅の政治手法には国民の生命と財産を守るために大局から問題の解決にあたらろうとしている姿勢が看取されない。中国、ロシア、北朝鮮、日本、さらには米国など周辺各国の国益や主権が激しくぶつかり合うと共に複雑に交差する北東アジアで味方と敵の区別も文在寅には怪しくなっている感を受ける。対日対抗措置を掲げ反日感情と反日世論を刺激することに奔走する文在寅は孤立を一層深めるだけでなく今後取り返しがつかない墓穴を掘ろうとしているように映る。

62) 失効回避について、「日韓 GSOMIA 失効回避 韓国、破棄通告を停止」『日本経済新聞』（2019年11月22日）。斎藤直樹「失効回避された日韓 GSOMIA の憂うべき展望（1）（2）」『百家争鳴』（2019年12月20、21日）。

この間、「元徴用工訴訟」に関する韓国大法院の判決に基づき、韓国の原告側が日本企業の差し押さえ資産を現金化する手続きを進めている。こうした動き自体が同請求権協定を毀損するものであり、今後、日本企業に実害が発生するようなことがあれば、日本政府が対抗措置を講ずるとして、いるのは当然の対応であろう。